

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)1 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1 月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 1 月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法 405 条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできないと判示(令和 4 年 1 月 18 日最高裁)

参照条文等 民法 405 条

キーワード 不法行為 損害賠償 元本組み入れ

【2】暴対法 31 条の 2 所定の責任を各主張して損害賠償請求をした事案。原判決は組員及び組長の不法行為責任並びに会長の使用者責任を認め、暴力団側の控訴審での主張には、暴対法 31 条の 2 によって民法 715 条 1 項の適用が排除されないと判示(平成 31 年 2 月 20 日広島高裁)

参照条文等 暴対法 31 条の 2 民法 715 条 1 項

キーワード 暴力団 会長 使用者責任

【3】「茶のしずく石けん」を使用しアレルギー症状を発症した X が製造物責任法に基づき製造した Y1Y2、原材料を製造した Y3 に損害賠償を請求。控訴審でも原材料の欠陥を認め、開発危険の抗弁を否定した(令和 2 年 6 月 25 日福岡高裁)

参照条文等 製造物責任法

キーワード アレルギー被害 原材料

【4】ゴルフ練習場経営の Y に土地を賃貸していた X が賃貸借契約は解約申入日から 1 年経過し終了したとして Y に建物収去土地明渡請求訴訟を提起。原審は X の請求を棄却。本判決は昭和 42 年最高裁判決にいう「反対の特約がある等特段の事情」を認め借地借家法が適用されるとして X の控訴を棄却(令和 2 年 9 月 30 日名古屋高裁金沢支部)

参照条文等 借地借家法

キーワード ゴルフ練習場 土地明渡 反対の特約

【5】保険会社 Y と生命保険契約を締結した X が、自身に対して Y がした契約者貸付は X の妻が X の承認を得ずにしたもので X に法的効果が帰属しないとして契約者貸付金債務の不存在確認を求めたところ、X から X の妻に代理権授与がなされた実態があるとして請求を棄却(令和 2 年 9 月 11 日東京地裁)

参照条文等 民法 99 条

キーワード 生命保険 契約者貸付 代理権授与

【6】ファクタリング業者 Y1、Y2 に売掛債権を売却した X が当該ファクタリング契約の無効を訴えたところ、Y1 は X が取立てた分の引渡を求め、Y2 は X が代理受領した取立金を Y2 に引渡さなかったとして損害賠償を求めて反訴し、反訴が認容されて X の請求は棄却(令和 2 年 9 月 18 日東京地裁)

参照条文等 民法 90 条 貸金業法 42 条 1 項

キーワード ファクタリング契約 取立 代理受領

【7】Y 経営の保育園に勤務していた亡 A の相続人 X らが、A は職場の虐待騒動等により業務上強度の心理的負荷を受け、うつ病を発症し自殺に至ったとして Y に安全配慮義務違反の債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めたところ、損益相殺の上請求の一部を認容(令和 3 年 1 月 19 日長崎地裁)

参照条文等 民法 418 条 民法 722 条 2 項

キーワード 安全配慮義務 自殺 心理的負荷

【8】福島第一原発の爆発事故で帰宅困難となった津島地区の住民が、国及び東電に対し同地区全域の放射線量を低下させる義務の確認とその実行を求める訴えを行い損害賠償を請求した事案。本判決は義務の確認の訴えを棄却し、放射線量を低下させる訴えを却下したが、損害賠償責任は一部認容した(令和 3 年 7 月 30 日福島地裁郡山支部)

参照条文等 原賠法 3 条 1 項

キーワード 福島第一原発 東電 放射線量

【9】負担付死因贈与契約の執行者 X が、死因贈与執行のため贈与者 A の預金の払戻し等を金融機関 Y に求めたが Y は拒否。本判決は、預貯金債権の死因贈与は債権譲渡に当たり、譲渡禁止特約があるので無効とし、Y による払戻し拒否は信義則違反に該当しないと判示(令和 3 年 8 月 17 日東京地裁)

参照条文等 民法 1 条 2 項 民法 466 条 民法 554 条

キーワード 死因贈与 預金 譲渡禁止特約

【10】自筆証書遺言に自書によらない財産目録が添付されていたところ、遺言書全体が無効かどうか争われた事案。本判決は目録の記載を除外しても遺言の趣旨が十分に理解でき、目録に署名押印がないからといって遺言書の全体が無効とはならないと判断(令和 3 年 9 月 24 日札幌地裁)

参照条文等 民法 968 条

キーワード 自筆証書遺言 目録 署名押印

(知的財産)

【11】被告商標は「VEGAS」の欧文字を横書きし指定役務に「娯楽施設の提供」を掲げているが、原告は被告の「娯楽施設の提供」の役務について無効審判の不成立の審決の取消を求める本件訴訟を提起したところ、原告の請求が棄却された(令和 3 年 12 月 20 日知財高裁)

参照条文等 商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード 指定役務 無効審決 審決取消訴訟

【12】発明の名称を「システムおよび処理方法」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は相違点3は容易想到であるとした本件審決の判断は誤りであると主張したが原告の請求を棄却した事案(令和3年12月20日知財高裁)

参照条文等 特許法29条2項

キーワード 容易想到 特許出願拒絶査定 審決取消訴訟

【13】発明の名称を「カット手法を分析する方法」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本発明は自然法則を利用した発明であるといえるから「発明」に該当するものであるとした原告の請求が棄却された事案(令和3年12月20日知財高裁)

参照条文等 特許法2条1項

キーワード 特許拒絶査定 発明 自然法則

【14】原告が意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判の不成立の審決の取消を求め本件訴訟を提起した事案で、本件審決の本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠との同一性の認定に誤りを認め本件審決を取消した事案(令和4年1月12日知財高裁)

参照条文等 意匠法24条2項

キーワード 同一性の認定 審決取消訴訟 意匠出願拒絶査定

(民事手続)

【15】Yの再生管財人と議決権を有するAとの間で結ばれた一定条件下でAが再生計画案に賛成票を投ずる和解契約に基づきAの同意を得て可決された再生計画の決議につき民事再生法174条2項3号に該当する不認可事由があるとはいえないとされた事例(令和3年12月22日最高裁)

参照条文等 民事再生法174条2項3号

キーワード 民事再生 和解契約 議決権 不認可事由

【16】労働審判手続において労働審判委員会がXに口外禁止条項を付した内容の調停を試み、Xが拒否したにもかかわらず口外禁止条項を含む労働審判を行ったためXが損害賠償請求をしたが、相当性を欠くが違法又は不当な目的があったとは言えないとして請求を棄却(令和2年12月1日長崎地裁)

参照条文等 労働審判法20条1項、2項

キーワード 労働審判 口外禁止条項 相当性 損害賠償請求

(刑事法)

【17】弁護士となろうとする者(被控訴人)が被疑者との接見の申し出をしたが、その事実を告げず任意の取調べを継続した捜査機関の措置は被疑者の接見の利益及び弁護士等の固有の接見の利益を侵害するものであるとして被控訴人の請求を一部認容した事案(令和3年6月16日東京高裁)

参照条文等 国家賠償法1条1項

キーワード 接見 被疑者の利益 弁護士固有の利益

(公法)

【18】岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例に基づいて交付された政務活動費について、その交付を受けた会派が同条例の定めにも適合しない支出に相当する額の不当利得返還義務を負うとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和3年12月21日最高裁)

参照条文等 岡山市条例第1号

キーワード 政務活動費 適合しない支出 不当利得返還

【19】「表現の不自由展」開催にあたり抗告人から大阪府立労働センターのギャラリーの利用承認を受けた後、利用承認の取消処分を受けたため同処分の効力の停止の申立をした事案で、当該申立を認めた原審決定を相当として抗告を棄却した事例(令和3年7月15日大阪高裁)

参照条文等 行政事件訴訟法25条2項・4項

キーワード 表現の不自由展 利用承認 取消処分

【20】障害者差別解消法7条2項は個々の障害者に合理的な配慮を求める請求権を付与する趣旨の規定ではないと解され、生徒側に喀痰吸引器具等の準備や校外学習への両親の付き添いを校長らが求めたのは裁量権の範囲の逸脱又はその濫用とは認められないと判示(令和2年8月19日名古屋地裁)

参照条文等 障害者差別解消法7条2項

キーワード 合理的配慮を求める請求権 裁量権 喀痰吸引器具

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三判令和 4 年 1 月 18 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1518 号 損害賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/090853_hanrei.pdf

(裁判要旨)

不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法 405 条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできない。

(理由)

不法行為に基づく損害賠償債務は、貸金債務とは異なり、債務者にとって履行すべき債務の額が定かではないことが少なくないから、債務者がその履行遅滞により生ずる遅延損害金を支払わなかったからといって、一概に債務者を責めることはできない。また、不法行為に基づく損害賠償債務については、何らの催告を要することなく不法行為の時から遅延損害金が発生すると解されており(最高裁昭和 34 年(オ)第 117 号同 37 年 9 月 4 日第三小法廷判決・民集 16 卷 9 号 1834 頁参照)、上記遅延損害金の元本への組入れを認めてまで債権者の保護を図る必要性も乏しい。そうすると、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金については、民法 405 条の上記趣旨は妥当しないというべきである。

【2】広島高判平成 31 年 2 月 20 日 判例時報 2498 号 110 頁

平成 30 年(ネ)第 233・274 号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(一部変更(確定))

派遣型ファッションヘルス店の経営者 X らが、暴力団組員からみかじめ料の要求、車両の襲撃などの不法行為を受けたことに対し、傘下暴力団組長との共謀による共同不法行為責任や、最上位に当たる指定暴力団の会長の使用者責任又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)31 条の 2 所定の責任を各主張して、損害賠償請求をした事案。

原判決(広島地方裁判所平成 30 年 5 月 30 日判決・判例時報 2388 号 69 頁, 法務速報 214 号 9 番で紹介済み)は、暴力団組員が、指定暴力団又はその傘下の暴力団による上位者の指示ないし了解に基づいて行動していたと推認できるとして、組員及び組長の不法行為責任並びに会長の使用者責任を認め、X らの請求を一部認容した。

控訴審は、指定暴力団会長が暴対法 31 条の 2 は民法 715 条 1 項の特別法であるから同項は適用できないと主張したことにつき、暴対法 31 条の 2 の趣旨は、指定暴力団の指定暴力団員による威力利用資金獲得行為が行われた場合に、当該指定暴力団の代表者等に損害賠償責任を負わせ、被害者の救済を図ることにあると解され、使用者責任追及場面と要件(使用者性等)が異なることに鑑みれば、暴対法 31 条の 2 によって民法 715 条 1 項の適用が排除されるとは解されない、と判示して指定暴力団会長の当該主張を排斥したほか、原判決の判示や結論を維持(損害額については若干減額・変更)した。

【3】福岡高判令和 2 年 6 月 25 日 判例時報 2498 号 58 頁

平成 30 年(ネ)第 740 号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立))

医薬部外品である洗顔石けん「茶のしずく石けん」(本件石けん)を使用したところアレルギーに罹患しアレルギー症状を発症した X らが、本件石けんと原材料(小麦グルテン加水分解物, 商品名「グルパール 19S」)に欠陥があったと主張して、製造物責任法に基づき、本件石けんを製造した

Y1, Y2 及び原材料を製造した Y3 に対して損害賠償を請求した事案。争点は、①本件石けんの欠陥の有無, ②原材料(グルパール 19S)の欠陥の有無, ③開発危険の抗弁の成否, ④X らの損害, であった。

原判決(福岡地方裁判所平成 30 年 7 月 18 日判決・判例時報 2418 号 38 頁, 法務速報 223 号 7 番で紹介済み)は, X らの請求を一部認容した。

これに対し, X らと Y らが控訴し, 控訴審において Y3 以外と X らが和解し, 一部の者が Y3 への訴えを取り下げたため, 残った X らの Y3 に対する請求権の有無が審理対象となった。

控訴審は, 次のように判示して, 原判決の大筋を維持しつつ, Y3 が負う損害賠償額を減額する変更をし, X らの控訴を棄却した。

①アレルギー被害は, 本件石けんについて通常想定される使用者が, その通常の使用方法に従って使用したことによって生じ, その被害の内容及び程度は, 洗顔石けんである本件石けんによって生じ得るアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えるもので, 洗顔石けんとして通常有すべき安全性を欠いていた。

②原材料(グルパール 19S)の効用や有用性を考慮しても, アレルギー被害は洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えており, 洗顔石けんに配合, 添加される原材料として通常有すべき安全性を欠いていた。

③本件石けん販売期間よりも前の時点で存在した知見を総合すれば, 本件石けん又は原材料(グルパール 19S)に欠陥があることを Y3 が認識することができなかつたとはいえず, 開発危険の抗弁は認められない。

【4】名古屋高判金沢支部令和 2 年 9 月 30 日 判例時報 2500 号 61 頁

令和 2 年(ネ)第 76 号 建物収去土地明渡請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て<上告不受理>))

本件は, 本件各土地を所有し, ゴルフ練習場を経営する Y に賃貸していた X らが, 本件賃貸借契約は, 民法 617 条 1 項 1 号により解約申入れの日から 1 年経過したことにより終了したとして, Y に対し, 所有権又は賃貸借契約終了に基づき, 建物収去土地明渡請求訴訟を提起し, 原審は, 昭和 42 年最高裁判決を引用しつつ, 本件は, 特段の事情があり借地借家法の適用を受けるとして X らの請求をいずれも棄却したため X らが控訴した事案である。

本判決は, 本件建物の構造や規模, 建築費用(総額 2 億円), 本件建物の土地上の位置, 契約書上も建物所有目的及び借地借家法の適用がある旨明示されていること等からすれば, 本件建物は, 昭和 56 年から 57 年にかけて新築された時点ですでに借地借家法の「建物」の実体を備えていたと認められ, かつ, 遅くとも本件賃貸借契約が取り交わされた平成 26 年においては建物所有を目的とする合意がされていたといえるから昭和 42 年最高裁判決にいう「反対の特約がある等特段の事情」があるといえるとして控訴を棄却した。

【5】東京地判令和 2 年 9 月 11 日 金法 2176 号 79 頁

平成 31 年(ワ)第 3377 号 債務不存在確認請求事件(請求棄却)

本件は, 保険会社である Y との間で生命保険契約を締結した X が, 自身に対して Y がした契約者貸付(第 1 貸付, 第 2 貸付, 第 3 貸付)は, いずれも X の妻が, X の承認を得ずにしたものであって, X に法的効果が帰属しないと主張して, 各貸付に係る契約者貸付金債務の不存在確認を求めた事案である。

本判決は, 各貸付およびこれに対する弁済についての X の認識可能性や各貸付後の X の言動, 当該保険契約に関して作成されたその他の委任状の体裁に照らせば, 各貸付に係る委任状の成立の

真正を認めることができること、並びに、X 名義で、Y に対し、暗証番号を入力すると ATM において契約者貸付の請求ができるカードの発行申込みがなされ、Y は、X に対し、当該カードを発行したところ、発行にあたり設定された暗証番号を用いて契約者貸付の申込みがなされていることからすれば、X から X の妻に代理権授与がなされ、契約者貸付が有効に締結されたことが認められると判示した。

【6】東京地判令和 2 年 9 月 18 日 金法 2176 号 68 頁

平成 31 年(ワ)第 7026 号 損害賠償等請求事件, 令和元年(ワ)第 26952 号 取立金引渡請求反訴事件, 令和元年(ワ)第 27042 号 損害賠償請求反訴事件(本訴につき請求棄却, 反訴につきいずれも請求認容)

本件は、ファクタリング業者 2 社に対して売掛債権を売却した X が、当該ファクタリング契約は、X の売掛債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、実質利率が出資法の上限金利を超える等の理由から公序良俗違反により無効であるか、貸金業法 42 条 1 項により無効であり、売買代金が不当利得であるとして返還を求める事案である。これに対し、Y1 はファクタリング契約の対象債権のうち、Y1 から X への委託に基づき X が取り立てた分の引渡しを求める反訴を提起した。また、Y2 は、ファクタリング契約に基づき X が代理受領した取立金を Y2 に引き渡す義務の履行を怠ったと主張して、X に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求める反訴を提起した。

本判決は、あるファクタリング契約について、債権譲渡契約が担保目的であり、実質的にみて債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と認められる場合には、貸金業法や出資法の適用があると判断した上で、本件のファクタリング契約については、独立した事業者間であえて債権の売買契約という法形式を選択していることに加えて、債権買取業者(ファクター)が譲渡債権についての第三債務者の無資力リスクを負い、償還請求権を有していないことなどから、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが移転していること、いつでもファクターの判断で猶予されていた對抗要件の具備を行うことができたことなどから、債権譲渡についての権利行使が制限されていたということとはできないこと、債権額面のおおむね 7 割から 8 割という買取額が担保目的であることを推認させるほど大幅な差額ではないこと等の事情に照らして、実質的に債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約であると認めることはできないと判示し、本訴請求を棄却し、各反訴請求を認容した。

【7】長崎地判令和 3 年 1 月 19 日 判例時報 2500 号 99 頁

平成 30 年(ワ)第 306 号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

本件は、Y 経営の保育園に勤務していた亡 A の相続人 X ら(X1 は A の夫, X2 及び X3 は A の子)が A は、平成 28 年 3 月に保育園で発生した虐待騒動等によって業務上強度の心理的負荷を受け、うつ病を発症し、自殺に至ったとして、Y に対し、安全配慮義務違反の債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。

本判決は、一連の虐待騒動は、A を含む保育士らに強い心理的負荷を与えるものであり、これに起因してうつ病を発症したと判断し、虐待騒動の影響やこれに関連する心理的負荷は平成 29 年 6 月まで持続し、うつ病が増悪して自殺に至ったとして、A の自殺と業務との因果関係を肯定し、Y の講じた安全配慮措置は十分なものとはいえず、Y は雇用契約上の債務不履行に該当するとともに不法行為法上の注意義務に違反すると判断したが、A が心身の不調を訴えて業務負担の軽減を申し出なかったことや A の子の部活動への関与による負荷が一定程度影響したとして、損害の算定にあたり、民法 418 条、722 条 2 項の趣旨を類推し、A の逸失利益、慰謝料、X らの固有の慰謝料、葬儀費用、

弁護士費用を内容とする損害額から 3 割を減額し、また損益相殺のうえ、X1 につき 1927 万 0798 円、X2 につき 1176 万 6192 円、X3 につき 408 万 5007 円をそれぞれ認容した。

【8】福島地裁郡山支部令和 3 年 7 月 30 日 判例時報 2499 号 13 頁

平成 27 年(ワ)第 255 号,平成 28 年(ワ)第 11 号,第 138 号,第 253 号,平成 29 年(ワ)第 319 号 原状回復等請求事件(一部認容,一部棄却,一部却下(控訴))

平成 23 年 3 月 11 日に発生した津波による福島第一原発の爆発事故(本件事故)により帰宅困難となった津島地区の住民が、国及び東京電力ホールディングス株式会社(東電)に対し、平穩に生活する権利、不動産所有権若しくは入会的な利用権又は不法行為に基づく妨害排除請求権に基づき、国及び東電に対し、津島地区全域の放射線量を低下させる義務のあることの確認を求める訴え及び放射線量を低下させることを求める訴えを行い、損害賠償請求を行った事案。

本判決は、確認の訴えについては請求を棄却し、放射線量を低下させることを求める訴えについては却下した。また、国の損害賠償責任については、国の責任を認め、本件事故と相当因果関係のある限度(被ばく慰謝料は基本 1 人 1600 万円)で被告らに対する請求を認容した(東電については原賠法 3 条 1 項に基づく請求を認容した。)

【9】東京地判令和 3 年 8 月 17 日 金法 2177 号 88 頁

令和 2 年(ワ)第 7657 号 預金払戻等請求事件(請求棄却)

本件は、公正証書によらない負担付死因贈与契約の執行者である司法書士法人 X が、贈与者 A が普通預金契約を締結していた金融機関 Y を被告として、A の法定相続人 10 名のうちの 1 人である B に対する死因贈与の執行のため、当該預金の払戻し等を求めたが、譲渡禁止特約が付されている以上同預金の死因贈与は無効であるとして、払戻しが拒絶された事案である。なお、本件訴訟提起後、Y は A の相続人らに対し訴訟告知をし(補助参加の申出等をした者はいなかった)、X は B 以外の A の相続人に対して本件死因贈与の執行者に就任したことの通知をしたほか、B 以外の相続人らは A の遺言書(X らは本件死因贈与契約の締結前に作成されたものである旨主張する)の検認期日の通知を家庭裁判所から受けるなどした。

本判決は、預貯金債権を死因贈与することは債権譲渡に当たるとした上、本件死因贈与契約のうち本件預金を死因贈与する部分は本件譲渡禁止特約により無効であると判示した。また、本件譲渡禁止特約による払戻しの拒絶が信義則に違反するとの X の主張については、(1)相続人には B 以外の者がおり、X が民法 554 条、1007 条 2 項に基づく通知を怠ったという本件事案のもとにおいては、本件死因贈与契約の契約書及び B と X に係る本人確認文書各原本の提示並びに同契約の執行者に就任した旨の通知をした上で行った催告時点において、金融機関の煩瑣な事務処理及び過誤払いの回避の観点から Y が同預金の払戻しを拒むことを認める必要性があり、第 1 審口頭弁論終結時においても、相続人らに対して行われた訴訟告知の参加的効力は同時点では発生しておらず、B 以外の相続人が同契約に従い預金の払戻しを B が受けることを同意したことを直接裏付ける証拠がないという本件事案のもとにおいては、上記と同様の観点から Y が払戻しを拒むことを認める必要性があり、(2)本件事案において、A は同預金を遺贈することが可能であり、X も B 以外の相続人らから同意を取るなどの手続をし得たことからすれば、X に同預金の払戻しを認めるべき必要性が高いといえる事情がないといえることから、上記のいずれの時点においても、Y による同預金の払戻しの拒絶が信義則に違反するということとはできないと判示した。

【10】札幌地判令和 3 年 9 月 24 日 判例タイムズ 1490 号 210 頁

令和 2 年(ワ)第 3023 号 遺言無効確認請求事件(請求棄却)

亡 A が生前に作成した自筆証書遺言には自書によらない財産目録が添付されていたが、A の署名押印がなかったことから、亡 A の二男(原告)が、A の作成した遺言は無効であると主張して、遺言執行者、A の妻及び A の長男を被告として、遺言無効確認訴訟を提起した。

本判決は、添付された財産目録が付随的・付加的意味をもつにとどまり、その部分を除外しても遺言の趣旨が十分に理解され得る時には、当該自筆証書遺言の全体が無効となるものではなく、本件では本件遺言に添付された財産目録に記載された生命保険については、死亡保険金は保険契約の効力発生と同時に相続人の固有財産となる上、本件遺言書の本文における記載内容も死亡保険金は各受取人が受け取るというもので、それ以外に記載された預貯金等についても、遺言書の本文部分において、包括的に各人への相続の割合が記載されており、目録の記載を除外しても遺言の趣旨が十分に理解され得るとし、結論として、本件遺言書に添付された財産目録に署名押印がないからといって、本件遺言書の全体が無効となるものではないと判断した。

(知的財産)

【11】知財高判令和 3 年 12 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10079 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/810/090810_hanrei.pdf

被告は、「VEGAS」の欧文字を横書きしてなり、「娯楽施設の提供」を含む第 41 類に属する役務を指定役務とする商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、本件商標の指定役務中「娯楽施設の提供」の役務について無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

各種の辞典に記載された事実によると、「ベガス」の語が有する意味として、少なくとも、ラスベガスの略称が含まれることは明らかである。しかしながら、辞典はその語の内容を示すものにすぎないから、辞典に掲載されているからといって、直ちに、その語が広く一般に知られていることを示すものではないし、辞典はそれぞれに掲載基準が異なるから、ある語がどの辞典に掲載されどの辞典に掲載されていないかや、その語が掲載された辞典の数の多寡によって、直ちに、その語が広く一般に知られているか否かが判明するものでもない。

そこで、実際の用例をしてみると、全国紙若しくはその地方版、全国誌又はそれらに関するウェブサイトに「ベガス」がラスベガスの略称として用いられた例が相当数あることが見て取れる。しかしながら、それら記事の子細にみると、そのほとんどは、「ベガス」の語が見出しにのみ用いられ、記事本文中では「ベガス」の語ではなく「ラスベガス」の語が用いられているものであって、そのほか、ほぼ全てが、記事本文中に「ベガス」の語が米国内の地名であることを推知する記載があったり、記事内容が賭博に関する事実を報道する文脈で用いられているものである。そうすると、本件証拠からは、ラスベガスの略称を意味するために「ベガス」の語を単独で用いることが我が国で定着しているものとまでは認め難く、ましてや「VEGAS」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとは認め得ない。

そして、「娯楽施設の提供」の役務についてみても、「ベガス」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られていると認めることはできず、ましてや「VEGAS」の語がラスベガスの略称として広く一般に知られているとは認め難いから、その余の点について検討するまでもなく、本件商標は商標法 3 条 1 項 3 号の商標とはいえない。

よって、本件商標は商標法 3 条 1 項 3 号に該当する商標とはいえず、取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

【12】 知財高判令和 3 年 12 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10060 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/807/090807_hanrei.pdf

発明の名称を「システムおよび処理方法」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は、相違点 3 は容易想到であるとした本件審決の判断は誤りであると主張したが、原告の請求を棄却した事案。

引用文献 1 には、引用発明がスレッド数を制御すること、少なくとも、スレッドの多重度を設定し、これより、設定されるスレッド多重度に応じた複数のスレッドを生成するものであるとの記載があると認められる。

相違点 3 は、「本件補正発明は、生成部が『設定されるプロセス多重度に応じた』複数のプロセスを生成するものであるのに対して、引用発明は、そのような特定がなされていない点」というものである。

引用文献 2, 引用文献 3, 甲 4 文献の記載事項からすると、並列処理を実現するに当たり、マルチプロセス及びマルチスレッドはどちらも周知の技術であり、どちらを用いて並列処理を実現するかは、当業者が技術的要件等に基づき適宜設計的に決定し得た事項であることが認められる。

ここで、本件補正発明についてみると、本件補正発明は「トランザクションのリクエストを送信する複数のプロセスであって、設定されるプロセス多重度に応じた複数のプロセスを生成する生成部」を備えるとのみ特定され、「プロセス多重度」はプロセスの数である。そして、「プロセス多重度」は単に「設定される」と特定されているだけであり、また、設定される「プロセス多重度」と生成されるプロセスとがどのような関係において対応するのかは何ら特定されていない。これに対し、本件補正後の請求項 4 及び同請求項 8 に係る発明との対比からして、本件補正発明は、これらプロセス数を所定の数に制限する特定がされていないものと理解できる。したがって、本件補正発明は、プロセス数が制御されるものであればこれらを全て含むものと認められる。

引用発明の構成は、スレッドの多重度を設定し、設定されるスレッドの多重度に応じた複数のスレッドを生成するものであるところ、マルチスレッドとマルチプロセスのいずれの並列処理を実現するかは、当業者が技術的要件等に基づき適宜設計的に決定し得た事項であることからすれば、引用発明のスレッドの構成を適宜プロセスに代え、相違点 3 に係る、生成部が「設定されるプロセスの多重度に応じた複数のプロセスを生成する」ものに置換することは当業者にとって極めて容易なことであり、これにより引用発明は、本件補正発明に至ることとなるから、相違点 3 は容易想到である。

【13】 知財高判令和 3 年 12 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10052 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/806/090806_hanrei.pdf

発明の名称を「カット手法を分析する方法」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、原告は、本発明は自然法則を利用した発明であるといえるから「発明」に該当するものであると主張したが、原告の請求が棄却された事案。

「本発明」は、分析対象者のヘアスタイルの正面写真、側面写真及び背面写真を分析し、当該分析対象者に使用されているカット手法分析方法を提供することを目的とするものであり、分析対象者の写真、画像、イラストまたはデッサンから、正面、側面及び背面から観た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する第 1 のステップ、次いで、分析対象セクションを複数の

セクションの中から選択する第 2 のステップ, 次いで, 前記選択したセクションに対して, 前記推定された自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき, 「A アウトラインの形状または表情分析」, 「B カットライン分析」, 「C ボリューム位置またはボリュームライン分析」, 「D シルエット形状または表情分析」, 「E パート(分け目)の位置または有無分析」, 「F セクションの幅または形状分析」, 「G フェイスラインとセクション間の継がり方またはセクション間の継がり方分析」の中から前記選択されたセクションに適した少なくとも 1 つの分析項目の分析を行い, 分析結果を得るステップ, 次いで, 前記分析結果から, カット手法に関する情報を導出する第 4 のステップによる, 前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法分析方法とすることで, 「経験の浅い美容師にとってカット手法を写真から導き出すことは容易なことではなかった」という課題を解決したものである。

本願補正発明の第 1 のステップないし第 4 のステップは, 全体として考察すると, 分析者が, 頭髪の知識等を利用して自然乾燥ヘアスタイルを推定し(第 1 のステップ), 分析の対象となる頭部の領域を選択し(第 2 のステップ), セクションに適した分類項目の中から分析者が推定した分析対象者のヘアスタイルを分類し(第 3 のステップ), この分類に対応するカット手法の分析を導出する(第 4 のステップ)ことを, 頭の中ですべて行うことが含まれるものである以上, 仮に, 分析者が頭の中で行う分析の過程で利用する頭髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても, 専ら人の精神的活動によって前記課題の解決することを発明特定事項に含むものであって, 「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえないから, 特許法 2 条 1 項に規定する「発明」に該当するものとはいえない。

【14】知財高判令和 4 年 1 月 12 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10067 号 審決取消請求事件 意匠権 行政訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/849/090849_hanrei.pdf

原告は, 意匠登録出願(以下「本件出願」といい, 本件出願に係る意匠を「本願意匠」という。)をしたが, 拒絶査定がされたので拒絶査定不服審判を請求したところ, 特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので, 原告が, 本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告は, 本件審決が, 本願意匠に係る物品について「医療用注射器の外筒」と認定したことが誤りであると主張し, これに対し被告は, ①本件審決は, 本件願書等の記載から本願意匠に係る物品を「医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するもの」と認定したところ, この判断に誤りはなく, ②原告が, 意見書や審判請求書で本願意匠と引用意匠の物品が「注射器等に用いられるカートリッジ」であって「物品が共通する」などと主張していたことは上記①の認定を裏付けるものであり, 原告が, 本訴において, 本件審決以前にしていた主張と異なる主張をすることは禁反言により許されないなどと主張した。

本件判決は, 原告は, 意見書や審判請求書において, 本願意匠と引用意匠の物品が「注射器等に用いられるカートリッジ」であって「物品が共通する」などと主張していたことが認められるが, 意匠登録出願についての拒絶理由の存否は, 審査官が職権により判断すべきものであって(旧法 17 条), 出願人が審査段階又は審判段階において述べたことについて自白の拘束力が働くものではない上, 権利行使の当否ではなく権利設定の適否が問題となる審決取消訴訟である本件において, 被告は行政庁として対応しているものであって, 本願意匠の意匠に係る物品につき, 査定及び審判の各段階における原告の主張が本訴における主張と異なるものであったことにより被告の利益が不当に害されるとの関係もないことからすると, 意見書や審判請求書における原告の主張をもって, 禁反言の法理の適用などによって原告が本訴において本件審決以前にしていた主張と異なる主張

をすることが許されないとまでいうことはできないとした。

そのうえで、本願意匠に係る物品は「『注射器』用の交換可能な液体・ガスなどを充填した小容器」であり引用意匠に係る物品は「注射器用外筒の用途及び機能を有するもの」であるから物品は共通せず本件審決の本願意匠に係る物品の認定及び本願意匠と引用意匠の同一性の認定には誤りがあるとして本件審決を取り消した。

(民事手続)

【15】最二決令和3年12月22日 裁判所 HP

令和3年(許)第4号 再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/820/090820_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Yの再生管財人と議決権総額の約20%の議決権を有するAとの間で結ばれた一定条件下でAが再生計画案に賛成票を投ずる和解契約に基づき、Aの同意を得て可決された再生計画の決議について、民事再生法174条2項3号に該当する不認可事由があるとはいえないとされた事例。

(理由)

Yの再生手続の進行状況等をも考慮すれば、本件和解契約の締結は、Aに一方向的に有利なものではなく、Yにとっても合理性があるものであったといえることができる。

本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約が専らAの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえない。これらの事情に照らせば、本件和解契約の締結が、Aに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない。

【16】長崎地判令和2年12月1日 判例時報2500号115頁

平成31年(ワ)第3号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

本件は、X申立ての労働審判手続に係る事件の労働審判委員会がXに口外禁止条項を付した内容の調停を試みたところ、Xから拒否されたにもかかわらず、口外禁止条項を含む労働審判を行ったことにより(審判は異議なく確定)、Xの表現の自由、思想良心の自由等を侵害し、精神的損害を生じさせたとして、XがY(国)に対し、国家賠償法に基づく損害賠償請求(慰40万円、弁護士費用10万円)を求めた事案である。

本判決は、本件審判においてXが明確に拒絶した口外禁止条項を定めても消極的な合意に至ることは期待できなかつたというべきであって、同条項は手続の経過を踏まえたものといえず、相当性を欠くというべきとし、労働審判法20条1項及び2項に違反するとしたが、本件審判に違法又は不当な目的があったと認めることができず、国賠法上の違法性は認められないとしてXの請求を棄却した。

(刑事法)

【17】東京高判令和3年6月16日 判例タイムズ1490号99頁

令和2年(ネ)第4145号、令和3年(ネ)第521号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却、附帯控訴棄却、確定)

身体の拘束を受けていない被疑者の弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者(被控訴人)が、任意の取調べを受けている被疑者との間で立会人のない

接見の申し出をしたが、その事実を告げないまま任意の取調べを継続した捜査機関の措置について(その結果、担当検察官は、当該取調べ中、本件被疑者が本件被疑事件につき自白する内容の供述調書 1 通を録取した)、弁護士等であることの実事確認のために必要な時間を要するなど特段の事情がない限り、それは被疑者の接見の利益を侵害するだけでなく、その弁護士等の固有の接見の利益も侵害するもので、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるとして、被控訴人の請求について慰謝料として 10 万円及びこれに対する不法行為日から支払い済みまでの遅延損害金の支払いを求める限度で認容した原審の判断が維持された。

(公法)

【18】最三判令和 3 年 12 月 21 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 335 号 不当利得返還請求控訴, 同附帯控訴事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/787/090787_hanrei.pdf

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年岡山市条例第 1 号)に基づいて交付された政務活動費について、その交付を受けた会派が同条例の定めに適合しない支出に相当する額の不当利得返還義務を負うとした原審の判断に違法があるとされた事例。

原判決は、基準不適合の支出は直ちに返還義務の対象となるとしたが、最高裁判所は、最高裁平成 29 年(行ヒ)第 404 号同 30 年 11 月 16 日第二小法廷判決・民集 72 巻 6 号 993 頁を援用して、「当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び本件用途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務活動費の交付を受けた会派は、市に対する不当利得返還義務を負わないもの」との考え方を踏襲した。

【19】大阪高決令和 3 年 7 月 15 日 判例タイムズ 1490 号 85 頁

令和 3 年(行ス)第 36 号 執行停止申立についてした決定に対する抗告事件(抗告棄却, 特別抗告(後特別抗告棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/519/090519_hanrei.pdf

相手方が「表現の不自由展かんさい」を開催するために、抗告人から、大阪府立労働センターのギャラリーの利用承認を受けた後、本件催物を開催した場合に想定される抗議活動等からすれば、「センターの管理上支障があると認められるとき」(同センター条例 4 条 6 号)に該当するとして、上記利用承認の取消処分(本件取消処分)を受けるなどしたため、本件取消処分等の効力の停止の申立をした事案で、原審が当該申立を認めたため、抗告人が、これを不服として即時抗告をした。本決定は、現時点において、相手方が、本件催物の開催予定日までに他の適切な代替会場を確保し、開催場所を変更して本件催物を開催することは、事実上不可能であること、本件催物の内容及び性格等に照らすと、本件催物を開催できないことによる不利益は、その性質上、事後的に金銭的賠償によって回復することは困難であること等を理由として、「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」(行政事件訴訟法 25 条 2 項)といえ、本件において、警察の適切な警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情があるとはいえないので、本件取消処分の効力の停止が「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」(同条 4 項)に該当し、執行停止が許されない場合にあたるとはいえないとして、原決定を相当であるとして即時抗告を棄却した。

【20】名古屋地判令和 2 年 8 月 19 日 判例タイムズ 1490 号 159 頁

平成 30 年(行ウ)第 79 号 公立小中学校における喫煙吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請

求事件(請求棄却, 控訴(後控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/996/089996_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/929/089929_hanrei.pdf

日常生活上喀痰吸引器具を必要とする公立学校の生徒ないしその両親が, 地方公共団体に対し, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)7条2項に基づいて, 当該生徒のために喀痰吸引器具等の取得等を請求し, 教育委員会が当該生徒の登校の条件として, 喀痰吸引器具の準備及びその費用を両親の負担とするとともに, 両親に登校日に同器具等を持参するよう義務づけたことや, 校長らが当該生徒の校外学習に両親の付添いを求めたこと等のことが国家賠償法上違法であるとして, 当該地方公共団体に対し, 損害賠償金(慰謝料等)110万円及び遅延損害金の支払いを求めた。本判決は, 障害者差別解消法7条2項は, 個々の障害者に対して合理的な配慮を求める請求権を付与する趣旨の規定ではないと解されること等から, 当該生徒や両親らが, 地方公共団体に対し, 同項に基づいて同器具等の取得等を請求することはできず, 教育委員会が当該生徒について同器具等の取得等や校外学習への両親の付き添いを求めたことは, 同法7条に違反するものではなく, 校長らの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用は認められないなどとして, 当該生徒らの請求をいずれも棄却した。

(紹介済み判例)

静岡家審浜松支部令和2年1月14日 判例タイムズ1490号254頁

令和元年(家)第201号 特別養子縁組申立事件(認容, 確定)

→法務速報248号8番にて紹介済み

最一判令和3年1月18日 判例時報2498号50頁

平成31年(受)第427・428号 遺言無効確認請求本訴, 死因贈与契約存在確認等請求反訴事件(破棄差戻)

→法務速報237号2番にて紹介済み

最一判令和3年3月18日 判例時報2499号3頁

令和元年(行ツ)第179号 要指導医薬品指定差止請求事件(上告棄却)

→法務速報239号21番にて紹介済み

最一決令和3年3月18日 判例時報2500号53頁

令和2年(許)第10号 検証物提示命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報240号13番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/090146_hanrei.pdf

最二判令和3年4月16日 判例時報2499号8頁

令和2年(受)第645号 遺言有効確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報240号14番にて紹介済み

最三決令和3年4月27日 判例時報2500号3頁

令和2年(行フ)第2号 手数料還付申立て却下決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報241号22番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/277/090277_hanrei.pdf

最一判令和 3 年 5 月 17 日 判例時報 2498 号 52 頁
平成 31 年(受)第 290・291・292 号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→法務速報 241 号 24 番にて紹介済み

最一判令和 3 年 5 月 17 日 判例時報 2500 号 49 頁
平成 31 年(受)第 491 号・第 495 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部破棄自判)
→法務速報 241 号 3 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/090299_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 6 月 4 日 判例タイムズ 1490 号 77 頁
令和 2 年(行ヒ)第 133 号被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴, 不当利得返還請求反訴, 不当利得返還請求事件(破棄自判)
→法務速報 242 号 22 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/362/090362_hanrei.pdf

最三判令和 3 年 6 月 22 日 判例タイムズ 1490 号 71 頁
令和 2 年(行ヒ)第 337 号 過誤納付金還付等請求事件(破棄差戻)
→法務速報 243 号 19 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/090407_hanrei.pdf

最三判令和 3 年 7 月 6 日 判例タイムズ 1490 号 59 頁
令和 3 年(行ヒ)第 76 号 地方自治法 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件(上告棄却)
→法務速報 243 号 22 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/090462_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)1 月 20 日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 207 7

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

・・・ 令和 3 年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給の趣旨に鑑み、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別給付金について、差押えを禁止することを定めた法律。

・衆法 207 8

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・ 議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和 4 年 7 月 31 日までの間、2 割削減す

ることを定めた法律。

・閣法 207 1

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・令和3年度に限り、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設け、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額すること等を定めた法律。

・閣法 207 2

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

・・・特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等を定めた法律。

3. 1月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

羽柴研吾／著 清文社 302頁 3,080円

民法改正に対応 空き家の法律問題と実務対応

山北英仁／著 日本加除出版 314頁 3,850円

今日から実践！アパート・マンション明渡し・滞納家賃回収等の実務

北河隆之 長島光一／著 保険毎日新聞社 302頁 3,960円

裁判例にみる 自転車事故の損害賠償

服部 誠 大月雅博 中村 閑 大西ひとみ／著 民事法研究会 502頁 5,500円

情報・AIの利活用と紛争予防の法律実務 関連裁判例の分析からみる紛争防止策

森・濱田松本法律事務所 AI・IoTプラクティスグループ／編 清文社 338頁 3,520円

第2版 ドローン・ビジネスと法規制★

4. 1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

ロア・ユナイテッド法律事務所／編 岩出 誠／編集代表 民事法研究会 315 頁 3,520 円
テレワーク・フリーランスの労務・業務管理 Q & A

新井克美／著 日本加除出版 773 頁 9,460 円
Q & A 詳解 土地台帳 表示登記・筆界特定・所有者調査のための知識

日本弁護士連合会 情報問題対策委員会／編 信山社 119 頁 1,320 円
個人情報保護法改正に自治体はどう向き合うべきか リセットされないための処方箋

高橋良輔／編著 きんざい 432 頁 4,950 円
マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務

永井徳人 鈴木智也／編・著 富田和裕 増原陽子 西原以久美／監修・著 中央経済社 346 頁
3,960 円
早わかり 企業法務の実践ナビ 分野別 実務のツボと必見資料

東京弁護士会 親和全期会／編著 第一法規 230 頁 2,750 円
こんなところでつまづかない！ ハラスメント事件 21 のメソッド★

5. 発刊書籍＜解説＞

「第 2 版 ドローン・ビジネスと法規制」

災害時や農作業時を例にとり、ドローンを利用する場面に応じたそれぞれの法規制の内容について具体的に解説がされている。ドローンに関する現在の法規制が詳細に解説されている書籍であり、関連する法律相談等の対応に有用と思われる。

「こんなところでつまづかない！ ハラスメント事件 21 のメソッド」

シリーズの第 10 弾であり、従来同様に体験談に基づく失敗談やアドバイス等が分かりやすく平易な文体で述べられている。依頼者のおかれた立場に応じて、どのように活動するべきかが具体的に解説されており、ハラスメント事件対応の実際を学べる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。